

○（副本部長（くらし安全防災局長））

それではただいまから第 41 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催いたします。

まず初めに、本部長であります黒岩知事からご挨拶をお願いいたします。

○（本部長（知事））

本日、国は本県に出されていた緊急事態宣言を 8 月末までの期限を待たずに、9 月 12 日まで延長することを決定しました。

1 都 3 県では、昨年春の緊急事態宣言時のような危機意識を都民・県民が共有し、国の責任及び統一的な方針の下で人流抑制策などの措置が行えるよう、先週末、国に対して基本的対処方針の変更を要請しておりました。

今回改定された国の基本的対処方針は、これまでと措置内容に大きな変更はないと聞いております。

全国的に感染爆発が起きている中で、国として、思い切った人流抑制策を打ち出していただけなかったことは大変残念であります。

本県としては、国の基本的対処方針に従い、引き続き必要な対策を講じていくこととなりますが、本日はその内容について協議をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

それでは議事に入りたいと存じます。本日の議題は、緊急事態宣言の延長に係る本県の対応についてでございます。

資料「新型コロナウイルスに係る現在の状況について」に基づき、現在の感染状況につきまして、山田健康医療局長からご説明をお願いいたします。

○（健康医療局長）

資料の 2 ページをご覧ください。

感染者のカレンダーがございます。7 月、8 月はほぼ前週の同様日を上回り続け、8 月に入ってから週間では合計 1 万人を超える感染者が出ております。

昨日（8 月 16 日）は 2,584 人ということで過去最高、それから本日も 2,017 人であり、やはり 2,000 人を超えた状況でございます。

3 ページをご覧ください。

新規感染者の推移でございますが、第 3 波の際の山が 70 人程度であったのに対し 154.47 人であり、垂直に近い立ち上がりという状態は変わっておりません。

4 ページをご覧ください。

これが人口 10 万人あたり週合計の新規感染者の推移であります。緊急事態宣言の発令からすでに 2 週間以上が経過しておりますけれども、まだ止まらない、ピークが見えないといった状況です。

5 ページをご覧ください。

人口が多い 3 政令市の状況でございますが、こちらも全体の傾向と同様、まだピークが見

えない状態です。

6ページをご覧ください。

こちら県内市町村別の新規感染者の発生状況でございます。ステージⅣを表す紫一色、清川村だけが白く残っており、それ以外の市町は全てステージⅣという状態であります。表の中の右から3番目に記載されております人口10万人当たりの感染者数を見ていただいても、3桁の市町村が非常に多くなっているという状況であります。

7ページをご覧ください。

検査人数と陽性率の推移です。陽性率が折れ線グラフで記載されていますが、37%まで行っており、まさしく市中蔓延の状態であります。

8ページをご覧ください。

右側の折れ線グラフ中、黒い線が重症者用のベッドの利用率であります。一時は、この数値の上昇が若干遅かったので、「もしかしたら、重症者が低いのではないか」と思っておりましたが、こここのところ急上昇し、全体の病床、中等症の病床の利用率を抜いてしまった状況であります。

資料左側にあります積み上げの棒グラフをご覧ください。一番左が重症用のベッドの状況であります。入院者数を示す赤い部分が202となっており、その上に空床数23という数値が記載されています。全体で病床が225ということでございますが、もともこの重症用のベッドの確保病床数は199でした。従来あった199の病床を超えて、重症用のベッドを占有されている方がいらっしゃるという状態です。各病院のご努力により、急遽、重症用の病床を増やしていただき、何とかまだ即応病床に対して100%にはなっておりませんが、もともとの確保病床199はすでに超えている危機的状況であります。

9ページをご覧ください。

これは年代別感染者の推移であります。実数、割合ともに、オレンジ色の20代～30代、黄色の40代～50代、いわゆる学生の方や働き盛りの世代、こういった方々の感染が多い状況でございます。

続きまして、10ページを飛ばし、11ページをご覧ください。

クラスター未終結施設数でございます。若干、紫色の福祉介護施設が立ち上がっているものの、それでもワクチンの効果であると思えますが、第3波の際の患者数よりは格段に少ないといった状況になっております。

12ページをご覧ください。

ステージ判断指標と本県の状況について、表の一番下のみオレンジ色になっておりますが、「感染経路不明割合」はステージⅢ・Ⅳの指標が「50%以上」であり、一緒でございますので、本県の場合は全てステージⅣの指標に該当しているということになります。

13ページをご覧ください。

L452R変異、いわゆるデルタ株ですが、こちらの方も、ウナギのぼりに数が増えておりまして、14ページをご覧になっていただくと、記載されている折れ線グラフが変異株転換率でありますけれども、全体感染者に占める感染の割合が、約9割まで来ており、県内の感染の株はほぼデルタ株に転換したと言ってよいのではないかと考えております。

15ページをご覧ください。

これが、患者全体とデルタ株の年齢層の分布であります。特徴として、やはり若年層にも満遍なく感染者がいることが特徴になっております。10代以下でも感染されている方はかなり多いという状況です。

16ページをご覧ください。

感染者数（日別）の一週間前との比較ですが、一時のように前週の3倍を超えるというような状況ではなくなったものの、継続的に「1」を超えており、すなわち、感染者数が増

と増加を続けている、この先のピークが見えないといった状況であります。
簡単ではありますが、説明は以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ただいま感染状況についてご説明をいただきました。厳しい状況は全く変わらない状況でございます。

次の資料になりますが、本日、国で分科会、また、先ほど国会報告が終わったと伺っております。この後6時半から、政府で対策本部会議が開かれ、正式に本件を含む扱いが決定されますが、いつもの本部会議のとおり、すでに分科会をとっており、国会報告も済んでいるため、本件の扱いが予定どおり変更されるという前提でご説明をさせていただきます。

国の基本的対処方針については、冒頭に本部長からもお話がありましたとおり、極端に大きな変更というのはございませんでした。資料「新型コロナウイルス感染対策の基本的対処方針変更」を用いて簡単にご説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

上から7行目に、「神奈川県」と記載があります。「神奈川県（その他都道府県省略）において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年9月12日まで延長し、」と書いてありますので、ここで9月12日まで緊急事態措置が延長されるということが明定されております。

次に、9ページをご覧ください。

緊急事態宣言下における、（3）まん延防止の扱い1）外出の自粛についてですが、尾身会長なども報道で発言しておりますが、資料にアンダーラインが引かれている「変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出の半減を住民に強力に呼びかける。」の記載が新たに追加されております。

続きまして、10ページと11ページに跨りますが、ご説明させていただきます。

まず10ページの3）施設の利用制限等に関わる記述の①をご覧ください。「地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第45条第2項等に基づき、人数管理、人数制限、誘導等の「入場者の整理等」（以下一部略）について事業者に対して要請を行うものとする。」と11ページの頭までにかけて記載があります。

こちらを資料右側に掲載されている新旧対象表の旧の部分と比較をいただきますと、「入場者の整理等」の例示が三つ加わったということですが、その中でも特に、「特定都道府県はB.1.617.2系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大している中、法第45条第2項に基づき、大規模商業施設の管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うものとする。また、感染リスクが高い場面とされた（令和3年8月12日分科会）百貨店の地下の食品売り場等について、法第24条第9項に基づき、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うものとする。」と新設をされました。

この法的な整理であります。前段では「法第45条第2項に基づいて入場者の整理を行う。」とあり、従前と同じような表現になっておりますが、法第45条第2項でこういった整理等の要請を行えるのは、政令第12条に掲げられた施設であり、例えば、百貨店、集会場、展示場、劇場などの施設が例示されています。1,000㎡以上の大規模な施設でございます。

これらにつきましては、従前も「都道府県知事の判断により」要請を行うということで、知事の裁量で要請を行うことができるとされておりました。

ところが、新たに新設された箇所には、「都道府県知事の判断により」という言葉がなく、文章の末は、「要請を行うものとする。」とされています。すなわち、これは基本対処方針に基づき、法定受託事務として義務的に、特定都道府県はこのようなことをやりなさい

とされているのと同然でございます。その中に掲げられましたのが、大規模商業施設の管理者であります。

大規模商業施設というのは、政令第11条中第7号施設、百貨店、マーケットなどのイメージの施設であり、分かりやすく申し上げますと、様々な大規模である集客施設に対しては、これまで「知事の判断」で、入場者の整理等を行うということが明定されておりましたが、そのような施設の中でも、第7号施設である百貨店等の大規模商業施設については、入場者の整理等の要請を下さい。

また、食品売り場は生活必需品を売っているところでございますので、政令第11条第7号施設の対象外であります。したがって法第45条第2項の条文は適用されませんが、法第24条第9項の条項に基づき、同様に、入場者の整理等の要請を下さいとなっているという解釈をしていただければよろしいかと思っております。

以降につきましては、微細な変更ということで説明は省略をさせていただきます。これが基本的対処方針の変更点でございます。

次の資料「緊急事態宣言発出に係る県の対応について」になります。ただいまの基本的対処方針を踏まえまして、本県として、緊急事態措置が継続されるわけでございますので、どのような対応をするかということに関してまとめてあります。

今回の宣言延長を踏まえ、対応強化をどのようにしていくかということでもあります。

1ページをご覧ください。緊急事態宣言の期間は8月2日から9月12日ということで、期間をなおしました。

3ページをご覧ください。本県では、前回本部長から「人込みは危険」と強烈なメッセージを出していただきましたが、混雑した場所への外出を半減、5割減するよう要請を下さいということが赤字で記載されてございます。

7ページをご覧ください。基本的対処方針に例示が加わったということで、人数管理、人数制限、誘導等を掲げさせていただいた程度の修正でございます。

9ページをご覧ください。医療提供体制の充実強化として、県の臨時医療施設がフルオープンいたしましたので、それを丸新、新たな進捗として記載をさせていただいております。

最後に12ページをご覧ください。全体が赤色になっておりますが、これが今回加わったものであります。

冒頭、本部長からもお話しがございましたが、8月13日に、1都3県の知事が連名で、西村大臣に対し、人流の抑制に関しては強烈な対策をしなければいけないという危機意識を共有した上で、それができるよう、国として基本的対処方針を変更いただきたいということ、また、それに伴う財政措置、公共交通機関の利用抑制のような実効性のある人流抑制等をお願いしたいと要請をいたしました。残念ながら、この要請に関しては、国の対処方針では叶えられなかったという結論になっておりますが、これらを一つ取り組みとして記載をさせていただいております。

また、大規模商業施設への要請に百貨店における感染者のうち、約5割が地下1階、2階で勤務していたという内閣官房のデータがございましたので、こういったデータを踏まえながら、そうしたエリアなどでの入場整理等、感染防止対策の徹底をお願いしますということで、改めてこのような施設に対して8月11日にお願いの文書を発送させていただいております。

以上二つは、これまでの取り組みの時点修正でございますが、3丸目が今回の基本的対処方針の改正を踏まえた要請でございます。先ほど申し上げたとおり、特措法第45条第2項に基づき、大規模商業施設に対して、入場制限を要請いたします。その際の目安でございますが、通常営業の5割を一つの目安とし、入場制限等をお願いしたいというものでございます。また、百貨店の地下の食品売り場等に対しては、法第24条第9項に基づいて、これと

同じような対応措置の要請をいたします。

では、大規模商業施設以外の大規模な集客施設についてはどうなのかという点について、7ページをご覧ください。

本県では、既にここに記載されている対応をやってまいりました。飲食店等以外の施設に対し、法施行令第12条に規定される措置の実施の要請ということで、政令第11条に定める施設を中心に、大規模施設についてはこういうことをお願いしてきてまいりました。従いまして、従来百貨店もこの7ページに記載された対応の範疇で要請をしてまいりましたところ、今回の国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特出しするような形で、通常営業の5割を目安に入場制限を行っていただきたという要請をさせていただきました。それ以外の施設については、従来どおりその施設ごとの特性に応じて人数管理をする、或いは人数制限をする、誘導をしっかりと、そういった入場整理の徹底を働きかけていく、そのような整理とさせていただきますと存じます。

以上、国の基本的対処方針を、本県の継続する措置の中に入れ込ませていただきました。

この資料の説明は以上でございます。また、今回の期限が9月12日まで延長されたことに伴い、飲食店等に対しては、引き続き、酒類の提供停止、8時までの時短営業要請等という形をお願いをしているわけですが、これに伴う協力金が発生して参りますので、協力金関係に関して、産業労働局長の方からご報告いただければと存じます。

○（産業労働局長）

協力金についてご説明いたします。

2種類ございます。飲食店に対する協力金（第14弾）、また、大規模施設等に対する協力金（第5弾）でございます。まず、飲食店等に対する給付金でございます。

お手元の資料「飲食店に対する協力金（第14弾）について（案）」をご覧ください。従前とスキームは基本的に変わってございません。表の中ほどの列でございますが、酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等につきましては、9月1日から9月12日までの12日間、終日休業にさせていただきたいと存じます。

また、右側の列でございます。酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等につきましては、営業時間は5時から20時までの時短営業をお願いいたします。

また、その他の交付要件といたしまして、感染防止対策取組書の掲示、マスク飲食の推奨をお願いいたします。

想定対象店舗数は、合計して約4万店舗を見込んでおります。協力金の算定方法は従来と変更ございません。中小企業は売上高方式になるかと思っております。大企業は売上高減少額方式でございます。計算式、下限額、上限額等変更ございません。表の欄外右下記載の所要額でございますが、約276億円を見込んでおります。

次に大規模施設等に対する協力金（第5弾）についてでございます。お手元の資料「大規模施設等に対する協力金（第5弾）について（案）」をご覧ください。こちらにつきましては、9月1日から9月12日の12日間に県内全域で時短、休業要請に応じた大規模施設等に対して協力金を交付します。

まず、時短要請でございますが、上の表でございます。大規模施設、またその中に入りまますテナント等に対して交付いたします。

また、下の表でございます。休業要請でございます。

飲食業の許可を受けていないカラオケ店に対して協力金を交付します。それぞれ、交付対象、協力金の日額計算式等は従前と変わってございません。欄外右下記載の所要額は約57億円でございます。これらの所要額につきましては今後の予算編成の中で精査していくこととしております。以上でございます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。申し遅れましたけれども、資料「緊急事態宣言発出に係る県の対応について」につきましては、あらかじめ国と協議し、すでに国から、異論ないと結論をいただいております。

意見交換に入る前にさらに説明を続けさせていただきますが、本県では実施方針というものを、文章で表現したものがございます。今回の変更点を、実施方針に入れ込んでおりますが、本日資料はつけてございません。実施方針について、現在国と協議をしており、特段問題ないと思っておりますが、まだ、返事が返ってきておりませんので、協議が整った段階で、ホームページ等に掲載をしたいと思っております。変更点は先ほどの資料「緊急事態宣言発出に係る県の対応について」の内容でございます。

また、県機関の取り組みということで、県の基本方針があります。その中で、県の教育委員会における、今後の教育活動についてが、別添資料でございまして、今回の延長に伴い、2学期が始まる期間に宣言期間が入るということで、教育活動等について、別添資料2（「県教育委員会における今後の教育活動等について」）で、教育委員会の今後の対応について教育長からご報告をお願いします。

○（教育長）

7月30日の本部会議で、8月2日以降の緊急事態宣言期間中の学校の教育活動について、ご報告をしていますが、夏休み期間中であるため、主に部活動等についての報告でございました。教育活動等については、別途時期を見て報告するとしていました。

今回、県立高校では早いところでは8月23日の月曜日から24校が始業となります。そのようなこともあり、2学期以降の教育活動全般の対応方針についてご説明します。

項目1「公立学校における対応について」の（1）県立学校については、緊急事態措置期間中の感染状況を踏まえ、感染防止対策をより一層・徹底しながら対応していきます。

高等学校、中等教育学校については夏季休業終了後、当面の間は朝の時差通学を徹底します。これは従前のまん延防止等の期間も同様でございます。ただし、公共交通機関の状況等も時差通勤の実施で変わっているため、改めて混雑時間を確認した上で登校時間を設定します。

今回、緊急事態宣言期間中の学校の教育活動の内、授業については短縮授業を導入し、全日制課程は通常50分授業であるところを40分、定時制課程も40分を授業時間の基本とします。また、今後の感染状況等により、分散登校が実施できるようカリキュラムの検討を行っていきます。特別支援学校については時差通学及び短縮授業の徹底は従前どおり行っているため、そのような対応を続けていきます。

資料枠の中ですが、夏季休業終了後の児童・生徒への対応について、基本的な対応は変更ありませんが児童、生徒、教職員の感染が確認された場合、必要な対応が終了するまでは臨時休業としております。

また、登校に不安を感じている児童、生徒についてはその出欠席について、欠席扱いとしないという柔軟な対応を取るとともに学びの保障に取り組みます。

学習活動については、感染リスクの高い活動は行わず、また、部活動についても、感染リスクの高い活動は行わない。活動場所は校内で行い、対象は自校生徒とし、練習試合や合同練習は行いません。活動は平日の放課後のみとし、90分程度週4日を上限とします。

また、大会等への参加については、従前どおり県内大会への参加等については校長の判断、関東大会、全国大会への参加については県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定します。合宿及び県外遠征は中止します。ただし、大会等の2週間前以降については、競技実

施における怪我防止等の観点から校長が必要と認める場合には、練習試合や合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について、県全体の活動方針に則った必要な活動は認めます。

通常、高校生が外部と接触する機会は、学校以外だと朝の通学、午後の帰宅であり、全体として混雑する時間を避けるため、短縮授業を導入ということとなります。

資料裏面をご覧ください。学校行事は10月、11月がピークであります。緊急事態措置期間中は延期または中止し、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるもの、秋の遠足については延期又は中止とします。文化祭・体育祭等については、開催する場合は、来場者を児童・生徒と保護者に限定するなど感染防止対策を徹底します。学校説明会についても同様に対策を徹底した上で実施することとします。

基本的には1月の緊急事態宣言の時と同様の対応を取らざるを得ないと認識しております。

資料(2)が市町村立学校ですが、県立学校における対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に協力を要請して参ります。

項目2の「県立社会教育施設における対応について」ですが、これまでと同様、博物館、美術館は予約制とし、図書館は、閉館時間を19時までとして開館するものとして取り組んで参ります。

なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。また、対応方針については速やかに県立学校、市町村教育委員会、県立社会教育施設に伝えてまいります。以上でございます。

○(副本部長(くらし安全防災局長))

ありがとうございました。ここまで、本日の国の対処方針の変更を踏まえた、緊急事態措置の微修正でございます。

これにつきまして、意見交換をいただけたらと存じます。よろしくお願いいたします。

○(副本部長(小板橋副知事))

確認ですが、資料「緊急事態宣言発出に係る県の対応について」の7ページの○2つ目に一部新とあるが、一部新の意味は、朱書きになっている人数管理、人数制限、誘導等の例示が入り、入場整理が具体化されたという意味合いで良いか。

○(副本部長(くらし安全防災局長))

そのとおりです。

○(副本部長(武井副知事))

資料「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更」の10ページから11ページにかけて、先ほど、都道府県知事の判断により、政令第11条の大規模商業施設を始めとする多くの大規模集客施設に対して、入場者の整理等の要請を行うが、今回加わった部分は、そのような大規模集客施設のうち、デパートやショッピングモールのような大規模商業施設については、都道府県知事の判断ではなく、政府の基本的対処方針に基づいて、要請を行うことが義務的に課されており、それは、いわゆるデパ地下についても同じような内容になっているという説明があった。

この対処方針と県の対応との関係について、改めて確認したい。10ページの大規模集客施設全体を対象とした入場整理等については、対処方針を受けて、資料「緊急事態宣言発

出に係る県の対応について」の7ページの○2つ目に大規模集客施設全般について「人数管理、人数制限、誘導等の徹底を働きかける」となっており、資料「新型コロナウイルス感染対策の基本的対処方針変更」10ページの内容がここに落とし込まれている。加えて、都道府県知事の判断ではなく、政府の方針として、大規模商業施設、あるいは百貨店の地下食品売り場に対する要請を行うということが、「緊急事態宣言発出に係る県の対応について」の12ページ、3つ目の○の部分の5割を目安とする入場制限という形で、大規模集客施設の中でも、特に大規模商業施設とデパ地下についてはより強い措置を要請しており、資料「新型コロナウイルス感染対策の基本的対処方針変更」の11ページがこの部分に落とし込まれているという関係性で良いか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

まさに、そのとおりでございます。

○（副本部長（武井副知事））

もう一点、確認したい。入場整理等について「5割を目安に」という記載があり、また、県民に対し、混雑した場所等への外出を半減するよう呼びかけることも県の方針の中に入っているが、これは資料「新型コロナウイルス感染対策の基本的対処方針変更」9ページの中で、「混雑した場所等への外出の半減を住民に強力に呼びかける。」とあることを受け、住民に対しては「混雑した場所等への外出を半分に減らしてください。」ということと呼びかけると同時に、混雑する可能性が極めて高い大規模商業施設等については、5割を目安に入場整理を要請するというので、整合をとっているという理解であっているか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ご指摘のとおりでございます。国の対処方針の中では、大規模商業施設に対する入場制限の具体的な目安は示されていませんが、県民に対して混雑した場所への外出を今までの半分にして下さいとお願いをすることを踏まえながら、入場制限について通常営業の5割と記載させていただき、国とも協議してご了承をいただいております。

○（副本部長（武井副知事））

承知しました。

○（副本部長（小板橋副知事））

確認ですが、法第45条第2項に基づいているということだと、理論上は飲食店と同じように命令ができ、過料が科せるという理解で良いでしょうか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

理屈としては法第45条第2項に基づく要請に応じただけなかった場合には、要請命令・過料の手続きが取れます。しかし、現実的に、飲食店の場合には、20時までの時短営業に応じてもらえないときには、20時以降に県の職員が店舗の見まわりをすることにより、客観的事実が明らかになります。特定のデパートに行き、通常営業の半分の入場制限を行っていないという事実を客観的に捕捉するのは難しい。そのため、理論上、命令・過料を科すことは可能であっても、その根拠となる現場、事実を押さえるということが難しいことから、実際に命令・過料を実際に科すことはないのではないかと考えております。

また、これは時短営業に応じただけでないという「抑止」という性質よりも、一緒になって人流抑制をお願いしますという性質のものであるので、命令・過料に繋げるのは違和

感を感じるという点もございます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

今回、国の対処方針の変更点はこのくらいということですので、法定受託事務として、国の対処方針に基づき、県の対処方針を定めるということについては、今の議論に尽くされるのではないかと考えております。

協力金の関係、また、先にこの内容が承認されればという前提ですが、教育長からご説明いただきましたが、県の基本方針の中の別添2をこのように変えていくことに関し、他にご意見がなければ

本部長にこのような対応でよいかご確認させていただきたいと存じます。

○（本部長（知事））

了解しました。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。資料の最後に添付されている通知「感染防止対策への協力について」になりますが、今まで本部会議後に関係団体にお配りしておりましたものになります。特に資料として掲げておりませんでした。今回、大規模商業施設、また、いわゆるデパ地下のような生活必需施設に対して、それぞれ法令に基づいて要請をします。あえてこの本部会議で通知文を掲げさせていただきました。

通知文の本文上から6行目をご覧ください。「そこで」というところから、先ほどの議論を踏まえながら、お聞きいただきたいと思います。「そこで、大規模商業施設に対し、法第45条第2項に基づき、入場制限（通常営業の5割を目安）を要請します。百貨店の地下の食品売り場等、生活必需品を取り扱う施設についても、法第24条第9項に基づき、上記と同様の措置を要請します。」。これは先ほどの資料「緊急事態宣言発出に係る県の対応について」12ページに該当する部分でございます。「その他の大規模な集客施設については、法第45条第2項に基づき、引き続き、施設内外に混雑が生じることのないよう、人数管理、人数制限、誘導等の入場整理の徹底をお願いいたします。」。これが資料「緊急事態宣言発出に係る県の対応について」7ページに該当する部分でございます。このような表現で改めて要請を行っていきたく存じます。

ただし、国から県の実施方針に対し、まだ「G oサイン」が出ておりませんので、国との協議が整い次第、本日の本部会議資料と合わせて、おそらく明日になると思いますが、各局を通じて関係団体に送らせていただき、要請の内容を徹底させていただきたいと思っておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。存じます。

その他、意見ございますでしょうか。

<意見なし>

○（副本部長（くらし安全防災局長））

それでは、本部長に今日のまとめとしてお話をいただきたいと思います。存じます。

○（本部長（知事））

普段、本部会議の後には「知事からのメッセージ」を出しているが、今回は基本的に国の対処方針があまり変わっておらず、我々の実施方針も大きく変わっていない。変更点は、9月12日まで期間が延びたこと、また、入場制限のことについて、少し触れられて

いるという程度のものであるから、あえて新たな「知事からのメッセージ」を出す状況ではないかと思うが、やはり危機感は皆さんと共有をしなければならないと感じています。

感染者が収まらず、ピークが見えない、感染者がどんどん増え続けているといった、現在の状況を何とかして止めなければならない。そのためには、人との接触を減らす以外に手が無い。今回入場制限に関して「5割」という言葉が出てきたが、「5割減らす」このシンプルなメッセージを県民の皆さんに何とか届けるよう、我々は何とか努力したいと考えています。自分の行動を全て5割減らす、人と会う・接触する機会を5割減らす、大規模商業施設の中でも5割の人が減っているといった「5割削減」、この一番シンプルなメッセージをみんなで徹底していくということを訴えかけたいと思います。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。それでは、以上で終了とさせていただきます。お疲れ様でございました。